

# 新型コロナウイルス感染症対策要綱

2020年6月5日

オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部

## 目次

1. 目 的	1
2. 新型コロナウイルス感染症について	2
3. 感染予防・感染症に関する注意喚起の徹底について	3
4. 非開催時の対応について	
4-a. 選手	4
4-b. 執務員、その他関係者の取組	4
5. 開催時の対応について	
5-a. 共通項目	5
5-b. 選手	5
5-c. 執務員、その他関係者等	5
5-d. 来場者	6
5-e. 管理者・責任者・対応者	6
6. 車券発売時の対応について	7
7. 感染者発生時の対応について	8
8. 開催の可否について	10
9. 開催中止決定時の対応について	11
10. オートレース場及び場外車券売場の開場について	12
【別表】選手の管理体制強化について	13
【別紙1】選手取材にあたっての留意事項	15
【別紙2】取引先等の対応について	17

## 1. 目的

本要綱は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき策定した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、オートレース関係団体でそれぞれ組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において感染拡大防止を図るため、オートレース場、場外発売場等において感染拡大防止策を実施することにより安心して安全な開催を確保するとともに、感染者等が確認された場合の対応を定め、正確な情報収集及び情報発信を行うことを目的とする。

## 2. 新型コロナウイルス感染症について

政府が発表している新型コロナウイルス感染症の特徴は、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことであり、感染から発症までの潜伏期間は最大で14日、その範囲は1～14日（中央値5～6日）と考えられている。

そうした特徴を踏まえて、政府は次の症状（以下「新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状」という。）がある方については、「帰国者・接触者相談センター」（以下「センター」という。）にすぐに相談するよう呼び掛けている。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記①②以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ず、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

### 3. 感染予防・感染症に関する注意喚起や感染防止策の啓発等

選手、執務員及びその他開催関係者（以下「業界関係者」という。）は新型コロナウイルス感染症の感染予防（本人が感染しないことに加え、自覚症状が無く感染しているケースを想定した行動をとること）に以下に記載する事項を中心に常に努め、業界関係者の家族及び職場の同僚だけでなく、関係する外部業者を含めた周囲の者に対しても注意喚起を図り、オートレース事業を円滑に実施できるように協力すること。

また、業界関係者の所属団体は以下に記載する事項について、傘下の業界関係者に周知を徹底すること。

- ① 業界関係者は、感染防止対策の重要性を理解し、日常生活を含む行動変容を行う。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10ポイント」<sup>1</sup>や「『新しい生活様式』の実践例」<sup>2</sup>などを実施するとともに、不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたいでの移動は極力避け、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛するなど行動管理を徹底する。
- ② 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を得るための情報収集に努め、注意喚起を行う。
- ③ 公共交通機関など公共施設を利用する業界関係者は、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ④ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症から回復した業界関係者やその関係者が、差別されることなどが無いよう、業界関係者に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ⑥ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ⑦ 業界関係者又は同居する親族に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかにセンターに相談するとともに、センターからの指示内容及びPCR検査等を実施した場合はその結果を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告するよう注意喚起を行う。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）として保健所から自宅待機等を要請された場合は、その旨を所属団体（部署）を通じて対策本部に報告するよう注意喚起を行う。
- ⑨ オートレース報道関係者に対しては、JKA広報担当者から記者クラブ等を通じて新型コロナウイルス感染症防止に関する上記①から⑧の注意喚起を行う。また、取材中は競走会担当者から重ねて注意喚起を行う。
- ⑩ 外部業者に対しては、その業者と契約をしている団体から新型コロナウイルス感染症防止に関する上記①から⑧の注意喚起を行う。

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

<sup>2</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

#### 4. 非開催時の対応について

##### a. 選手

- ① 選手は、健康管理に細心の注意を払うとともに、過去2週間の体温、行動記録等が把握できるよう、手帳に毎日記入する。
- ② 選手又は同居する家族に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、速やかにセンターへ相談を行い、センターからの指示内容及びPCR検査等を実施した場合はその結果を選手会を通じ対策本部に報告する。
- ③ 上記②により、自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針<sup>3</sup>などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ④ 選手又は同居する家族が濃厚接触者として保健所から自宅待機等を要請された場合は、その旨を選手会を通じて対策本部に報告する。

##### b. 執務員、その他開催関係者の取組

- ① 上記a.と同様の措置を講ずるものとする。
- ② 請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

---

<sup>3</sup> 日本渡航医学会 -日本産業衛生学会作成「職域のため新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など (<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0604koukai.pdf>)

## 5. 開催時の対応について

### a. 共通項目

- ① 施行者は、トイレ、検車場、選手控室、宿舎玄関等に消毒液を用意する。
- ② トイレの便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。また、トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示するとともに、ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、選手等に個人用タオルを持参してもらう。
- ③ 責任者（オートレース場で協議のうえ決定する。なお、責任者一覧を別途作成する。）は、開催中に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある者が生じた場合の対応（動線の策定、隔離場所の確保、対応者の確認等）を予め確認しておく。
- ④ 施行者は、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる選手に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。
- ⑤ 前日検査は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ⑥ 競走車修理工具などのうち、個々の選手が占有することが可能な器具については、共有を避ける。工具を含めドアノブ、エレベーターのボタン、テーブル、椅子等、共有設備については、定期的に消毒を行う。
- ⑦ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、c. に準じた感染防止対策を求める。このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、宿舎・競技施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

### b. 選手

- ① 選手については、別表に基づき対応する。

### c. 執務員、その他関係者等について（前検日・開催中）

- ① 出勤前に自宅で検温を行い、身体に異常を感じた時は、無理に出勤せず各部門の責任者にその旨連絡する。
- ② 業務開始前に、各執務員等の健康状態に問題ないか、各部門の責任者が確認把握を行う。
- ③ 執務員、従事員等はマスク着用を徹底し、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、人と人の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）距離を保つ等、感染対策を徹底する。
- ④ 執務中に新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状等、身体に異常を感じた時は、各部門の責任者に速やかに申告し、その指示を仰ぐ。
- ⑤ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努める。また、対面で座らないように配慮する。
- ⑥ 記者、カメラマン等、報道関係者に対し、必要最小限の人数制限を行い、併せて、ガイドライン4. b. ii. の感染防止の協力を要請することとし、その内容については別紙1のとおりとする。
- ⑦ 取引先等を含む外部関係者の立入りについては、必要性を検討し、立入りを認める場合は、ガイドライン4. b. ii. の感染防止の協力を要請することとし、その内容については別紙2のとおりとする。
- ⑧ その他ガイドラインの4. b. ii. に記載された従事者関連の事項を遵守する。

d. 来場者について

- ① ガイドライン4. c. i. 1)に記載された入場管理等の事項を遵守する。ただし、施行者の判断においてガイドラインより厳しい基準を設けることは差し支えない。

e. 管理者・責任者・対応者について

- ① 上記b. c. の者に異常（体温37.5度以上、風邪の症状等）が見られた際には、すぐに隔離し、派遣医師の指示に基づき帰宅させる。当該者を移動することができない場合等においては、保健所に相談の上、オートレース場における指定病院や保健所の指定する病院等へ搬送し、診断・治療を依頼する。発熱などの症状により自宅で療養することとなった者は毎日、健康状態を確認した上で、施行者等に報告する。施行者等は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ② 上記d. の者に異常（体温37.5度以上、風邪の症状等）が見られた際には、すぐに隔離する。対応する者は、マスクや手袋の着用を講じた上で対応するとともに、速やかに保健所へ連絡し指示を受ける。当該者を退場させる時は、混雑しないよう、できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を空けた退場を促す等の工夫を行い、対応前後の手洗いの励行、手指消毒を実施する。また、感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図られるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ③ 責任者は、自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる執務員、従事員等には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。
- ④ 責任者は、執務員、従事員等が、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、業務空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ⑤ 責任者は、窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の業務スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ⑥ 責任者は、飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の座席配置はできるだけ避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする、広々と配置するなど座席の配置に工夫する。（その場合でも最低1mあけるなどの対策を検討する。）また、他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にし、人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑦ 責任者は、その他ガイドラインに記載された全ての事項を遵守する。



6. 車券発売時の対応について

a. 共通事項

① ガイドライン4. c. を遵守する。

b. 責任者・対応者

① 5. e. と同様に取り扱う。

## 7. 感染者発生時の対応について

選手、執務員、その他開催関係者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所から自宅待機等を要請された場合には、必ず報告させるものとし、対策本部はその情報をオートレース関係団体に共有する。

また、保健所の指示に従い、保健所への調査の協力、消毒の徹底等の措置を講じることとする。

感染者が確認された場合の公表の有無については、個人情報保護に十分配慮し、公衆衛生上の要請を踏まえて検討を行い、公表する場合は、ホームページ（autorace.jp）等で行う。

### a. 感染者、濃厚接触者等として認定等された場合の対応について

#### i. 選手、執務員等が感染者として認定された場合

【定義】PCR検査等の結果を踏まえて、保健所又は医療機関（以下、保健所等）から感染者として認定された者（以下、感染者）。

【対応】（i）感染者は、感染者として認定された日以降の期間において指示された期間（以下、感染後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、感染後指示期間内の開催参加、執務等は取り止めることとする。

（ii）感染者は、感染者として認定された日以前の期間において指示された期間（以下、感染前指示期間）における行動状況の調査が保健所等からあった場合には、誠実に回答するものとする。

（iii）感染者に対して、保健所等による感染前指示期間における行動状況の調査がなかった場合又は感染前指示期間が7日間より少ない場合には、感染者の所属団体は発症日を起算日として前7日間の行動状況の聞き取り調査を行う。（業界独自対応）

#### ii. 選手、執務員等が濃厚接触者として認定された場合

【定義】保健所等から濃厚接触者として認定された者（以下、濃厚接触者）。

【対応】（i）濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として認定された日以降の期間において指示された期間（以下、接触後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、自宅待機を行う。

（ii）濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として認定された日以前の期間において指示された期間（以下、接触前指示期間）における行動状況の調査があった場合には、誠実に回答するものとする。

（iii）濃厚接触者に対して、保健所等から接触後指示期間が示されなかった場合又は接触後指示期間が14日間より少ない場合には、濃厚接触者として認定された日を起算日として以後14日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

#### iii. 選手、執務員等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）

【定義】（i）濃厚接触者ではない者が、感染者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については「密閉・密集・密接」の状況等を勘案して判断する。

（ii）濃厚接触者ではない者が、開催参加中に濃厚接触者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については「密閉・密集・密接」の状況等を勘案して判断する。

（iii）濃厚接触者ではない者が、感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される者。

【対応】（i）感染者が発症した日、若しくは濃厚接触者と接触した日を起算日として以後14日間は健康観察期間とする（自宅待機は行わない）。

（ii）健康観察期間も開催参加や執務等は行うことができるが、体調不調となった場合は、所属団体を通じて新型コロナウイルス感染症対策本部に報告し、その後の対応の指示を受けること。

- iv. 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- 【定義】(i) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航した場合
- (ii) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある場合
- 【対応】(i) 帰国日翌日を起算日として、以後 14 日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。
- (ii) 当該事実が確認された日を起算日として、以後 14 日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

#### 8. 開催の可否について

当該オートレース場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえ、開催執務委員長が判断する。

- a. 当該オートレース場のある自治体から開催自粛の要請があった場合  
対策本部と連携し中止打ち切りとする。
- b. 参加選手に感染症感染者が確認された場合  
当該事実判明後、対策本部と連携し中止打ち切りとする。
- c. 執務員その他開催関係者に感染症感染者が確認された場合  
『選手と接触が多いと考えられる関係者（選手管理、検車、記者、業者等）』『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者（審判、番組編成、従事員（場内お客様担当を含む）、警備員等）』『来場者』のそれぞれについて、開催執務委員長、競技委員長をはじめとする関係者で協議し、開催の可否を決定する。

9. 開催中止決定時の対応について

a. 対策本部への報告

責任者は、開催中止が決定された時点で、速やかに連絡網(別紙3)に基づき対策本部に報告する。対策本部は中止の理由を付した上で、経済産業省製造産業局車両室に報告する。

b. 選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を感じた時には、速やかにセンターへ相談を行うよう告知する。

c. 来場者、関係機関、マスコミ等への通知

通常の開催中止時と同様の対応をとる。

10. オートレース場及び場外車券売場の開場について

a. 有観客開催

- ① オートレース場が所在する都道府県の自粛要請等に基づき、オートレースの有観客開催が自粛要請対象となっていないこと。
- ② ガイドラインに基づいた開催を確実に実行するとともに、事前に都道府県と有観客開催について調整を行うこと。
- ③ 多くの来場者が想定されるグレード開催等については、来場者の感染リスクへの対応が整わない場合、無観客開催を検討すること。

b. 場間場外発売

- ① オートレース場が所在する都道府県の自粛要請等に基づき、オートレースの場外発売が自粛要請対象となっていないこと。
- ② ガイドラインに基づいた場外発売を確実に実行すること。
- ③ 多くの来場者が想定されるグレード開催等については、来場者の感染リスクへの対応が整わない場合、場外発売の中止を検討すること。

c. 専用場外発売

- ① 専用場外車券売場が所在する都道府県の自粛要請等に基づき、オートレースの場外発売が自粛要請対象となっていないこと。
- ② ガイドラインに基づいた場外発売を確実に実行すること。
- ③ 多くの来場者が想定されるグレード開催等については、来場者の感染リスクへの対応が整わない場合、場外発売の中止を検討すること。
- ④ 場外発売を再開する際は、事前に管理施行者へ報告すること。

【別表】

選手の管理体制強化について【ガイドライン】		
	項目	ガイドライン
1	参加当日起床時	・選手は参加当日の起床時に検温を実施し、37.5度を目安に参加を控えるとともに、選手会を通じ対策本部に報告する。自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
2	レース場到着時	・検温及び手帳に記入した過去2週間の体温、行動記録等の確認を行い、37.5度以上の発熱、かぜ等の症状、過去2週間の体温等の問題がある選手は、管理棟内に入れること無く隔離（場内救護室等）し、派遣医師の問診を行う。また、全選手に派遣医師による問診を行い、参加の可否を判断し、参加不可となった場合には、派遣医師が指示する方法で帰郷する。
3	到着後	・マスク着用を義務付ける。
4	参加状況申告時	・できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を確保する。
5	参加受付 （帰郷時も同様）	・床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。 （概ね5人分（できる限り2mを目安（最低1m））
6	身体検査	・医務室への入室は原則3名までとする。 ・落車発生時の補助選手の入室は原則2名とする。 ・できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努める。
7	試走路でのエンジン始動等	・選手同士の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）空けるようアナウンスする。
8	開催式（修祓式、支部懇談会、訓示による集会等）	・原則として放送により実施する。 選手はロッカーにて待機する。
9	入浴	・サウナの使用禁止、小グループでの入浴、人の距離の確保（できる限り2m（最低1m））、個人用タオルやブラシ等の持参、会話を控えるにする。 ・更衣室、ドライヤー等の備品の消毒、換気強化等を行う。
10	夕食 （朝食・昼食も同様）	・選手毎（地区毎）に夕食時間を指定する（～30分） ・椅子へのマーキング（✕印）によりできる限り2m（最低1m）の距離を確保する、対面で座らないなどの工夫を行う。 ・可能な限りセットメニューとする。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底する。

11	選手宿舎（居室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り個室とする。</li> <li>・個室とすることが難しい場合には、可能な限り同部屋選手数を減らし、かつ、同部屋の選手ができる限り2mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、部屋内にパーティション等を設置し、部屋の空間と選手配置について最大限の見直しを行い、飛沫対策を講じる。</li> <li>※可能であれば分宿対応も検討する。</li> <li>・選手の就寝時を除き、選手が部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上、窓を開け換気する。宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。</li> </ul>
12	選手宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手が多数集まる場所（喫茶コーナー、談話スペース等）の利用を制限する。</li> </ul>
13	マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間取り止めとする。</li> </ul>
14	就寝時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就寝前検温の実施徹底。</li> </ul>
15	起床時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床時検温の実施徹底。</li> </ul>
16	発熱者等発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・37.5度以上及びかぜ等症状がある者はすぐに管理エリアから隔離し派遣医師の指示に従う（5-4参照）。</li> </ul>
17	レース前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控室の換気徹底（ドア開放等）。</li> <li>・選手間の距離の確保（できる限り2m（最低1m））。</li> </ul>
18	レース後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レース終了選手の競走車等の受取りは出走選手1名につき原則3名までとする。</li> <li>・その際の人との間隔は、できる限り2mを目安に（最低1m）空けるよう努める。</li> </ul>
19	整備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入室選手は分解・組立作業1台につき原則3名までとする。</li> <li>・整備室の換気徹底（ドア開放等）。</li> <li>・人との間隔は、できる限り2mを目安に（最低1m）空けるよう努める。</li> </ul>
20	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間毎（例：レース毎）に管理施設全般のアルコール消毒を実施する。消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。</li> <li>・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。</li> <li>・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。</li> </ul>
<p>※上記の他、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「密閉」「密集」「密接」の3密を避けるよう積極的対策を実施すること。</p>		



## 【別紙 1】

### 選手取材にあたっての留意事項について

日頃より選手取材につきまして、格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。政府から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、宣言は、解除されたものの、引き続きオートレース開催においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の強化が必要となっております。

この度、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）」を策定いたしました。

報道関係の皆様にはこれまでも拡大防止にご協力いただけてきましたが、本ガイドラインに基づき、選手取材時のマスク着用義務化など、更なる拡大防止策にご協力をいただくとともに、下記の事項について留意していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、下記の留意事項に関しましては、今後記者席内及び取材エリア内に貼付致しますことを申し添えます。

### 記

- ・取材者の人数については各社で調整の上、最小限の人数でお願い申し上げます。取材をされない営業担当者等のご来場についてはご遠慮ください。
- ・取材前に検温するなどして体調管理に努め、体調不良(熱が 37.5 度以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の方はレース場への来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方はレース場への来場をご遠慮ください。
- ・各レース場の報道受付（SG・特別 GI 以外の開催については各レース場の守衛所等）に体温計を用意いたします。前検日から最終日まで、入場時に担当者が立会って検温を実施いたしますのでご協力をお願いします。

(※早朝時の開門前などは自主検温にてお願いします。)

- ・検温により体温が 37.5 度未満であることが確認されましたら検温証明証をお渡しいたしますので、終日着用をお願いいたします。(毎日発行)
- ・あわせて、コロナウイルス拡大防止のため、健康状況の確認表の記入にご協力をお願いします。
- ・37.5 度以上の発熱がある方は、レース場から退出していただきますのでご了承をお願いいたします。
- ・手洗い・うがい・咳エチケットの励行、消毒液による手指消毒をこまめに実施してください。
- ・選手取材にあたってはマスク着用を義務化いたします(※マスクは各自でご用意ください。)。なお、マスクを着用していない方の選手管理エリアへの立入りは厳重にお断りいたします。記者席内においてもマスク着用を励行してください。
- ・取材時は、選手と一定の距離（2m程度）あけてください。
- ・選手と接する時間が長時間に亘らないよう行ってください。また、取材目的以外の選手とのコミュニケーションは控えてください。
- ・囲み取材はグレードにより人数を制限させていただいております。(※印を参照) また、取材者間で密接・密集しないようご注意をお願いします。

※SG・特別 GI・・・3名以内      その他の開催・・・2名以内

- ・共同インタビュー等を実施する場合については、屋外若しくはそれに準じた場所で行います。

- ・記者席内の換気をこまめに行ってください。（1時間に2回）
- ・選手もマスク着用してインタビューを受けますのでご了承ください。
- ・選手胴上げについては、感染リスク防止の観点から行いません。
- ・開催中の取材全般につきましては、JKA広報担当者・競走会担当者の指示に従ってください。

## 【別紙2】

### 取引先等の対応について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）」を策定した。

管理エリアに出入りする取引先等については、立入りの必要性を検討することとし、立入りを認める場合は、当該ガイドラインに基づき、下記により感染防止の協力を要請することとする。

#### 記

- ・立入りの人数については、最小限の人数で依頼する。
- ・体調管理に努め、体調不良(熱が 37.5 度以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の場合は、立ち入りを認めない。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、立ち入りを認めない。
- ・立入り時には、担当者が立会って検温を実施する。
- ・立入り時には、マスクを必ず着用する。
- ・日頃からの石鹸による手洗い・手指のアルコールによる消毒・うがい・咳エチケットを励行する。
- ・人との間隔は、できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）空けるよう努める。